

北海道後期高齢者医療広域連合
連合長 大場 脩 様

後期高齢者医療の資格証明書および短期保険証発行に係る要望書

2010年1月19日

北海道社会保障推進協議会
会長 黒川 一郎
後期高齢者医療制度に怒る道民の会
代表 渡部 務

貴北海道広域連合会におかれましては、来年度以降の保険料算定など制度の継続に向けて多忙な業務に取り組まれていることに心から敬意を表します。

また、私ども北海道社会保障推進協議会に対しまして、懇談会の実施や様々な資料提供をいただき併せて感謝申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度が2008年4月にスタートしてまもなく2年になろうとしています。ご承知の通り、多くの高齢者や国民は、後期高齢者医療制度の開始前からこの制度に反対の声を上げ、その怒りは開始後も収まることはありませんでした。

前政権は、制度の欠陥が明らかになる中で異例ともいえる見直しを繰り返し、当時の野党4党は、国民世論の高まりの中で、後期高齢者医療制度廃止法案を参議院に提出し、可決いたしました。

先の選挙では、歴史的な政権交代が起きましたが、要因の一つに「後期高齢者医療制度を廃止して欲しい」という声が背景にあったことは明らかです。そのため、現政権は後期高齢者医療制度の廃止を決定しました。私たちは、あくまでも速やかな廃止を求めています。本制度の廃止が実現するまでの間、対象となる高齢者の被害を最小限にとどめるべきと考えています。

つきましては、昨年12月14日に行った貴連合会との懇談をふまえて、以下の点について要望する次第です。趣旨をご理解の上、要望が実現するよう宜しくご高配ください。

要望事項

(1) 短期保険証の交付について、貴連合会は、道内自治体・広域連合に対して窓口交付を基本とすることを通知していますが、通知の内容を改めて、保険証を速やかに被保険者に渡るようにしてください。

(2) 2月1日以降においても資格証明書の発行をしないでください。

要望理由

(1) 短期保険証の窓口交付について「納付相談の機会を増やす」ことを理由にしていますが、様々な理由で窓口に行くことができない被保険者には保険証が渡らず、無保険状態となります。まずは、保険証を本人に速やかに交付して、その上で納付相談をすすめるべきではないでしょうか。この4月からは、保険料の見直しで高齢者の保険料負担上昇は避けられません。今後、保険料を払えない人がさらに増えることを危惧しています。

貴連合会との懇談では、窓口交付を基本としている広域連合は北海道を含めて23つのことでした。つまり、残りの約半数の広域連合が一律の窓口交付を求めているということです。そのうち、7広域連合は、いまだに短期保険証を発行していません。これらの広域連合では、窓口交付にしないことで納付状況に影響がでているのでしょうか。

北海道社保協では、道内の自治体が短期保険証の交付についてどのようにしているのか、市部で比較的交付数の多い自治体に電話調査を行いました。

その結果、札幌市・小樽市・芦別市・旭川市・室蘭市・美唄市が最初から郵送による交付になっています。また、石狩市・函館市・帯広市・稚内市・紋別市・砂川市・紋別市・登別市・北斗市では、窓口交付としつつ、その後、郵送等で交付しています。札幌市では、国民健康保険の短期保険証は窓口交付となっていました。1月15日に一斉郵送を行う措置をとりました。

北海道広域連合会は、各自治体の対応に手を縛るのではなく、被保険者の受療権を保証するために保険証交付と納付相談を区別して行うことが大事だと考えます。

(2) 後期高齢者医療制度が始まる前は、高齢者に対する資格証明書の発行は認められていませんでした。それは、多くの疾患を抱え、受診機会も多く、且つ低所得の多い高齢者から保険証を取り上げることが生死に関わるからです。

高齢者の医療を確保する法律には、高齢者の福祉の増進を謳っており、その精神から見ても資格証明書の発行は矛盾しています。

厚生労働省も、「原則として交付しないこととする」ことを基本的な方針にすることを局長通知で示しています。国民健康保険においても資格証明書世帯の中学生以下に続いて高校生相当についても短期保険証を交付する方針を明らかにしています。さらには、国民健康保険世帯への資格証明書も安易に発行しないように求めています。

保険料の滞納者については、粘り強く納付相談をすすめることを基本にして、ペナルティとしての資格証明書を発行すべきではありません。

以上

事務局（問い合わせ先）

北海道社会保障推進協議会（北海道社保協）

札幌市北区北14条3丁目1-12

Tel : 011-758-2648 Fax : 011-758-4666

担当：吉岡恒雄・甲斐基男